

京都市告示第 668 号

京都市屋外広告物等に関する条例第7条第1項の規定に基づき、屋外広告物規制区域を指定したので、平成19年9月1日京都市告示第209号（京都市屋外広告物等に関する条例に基づく屋外広告物規制区域等の指定等）の一部を令和2年7月1日から次のように改めます。

なお、関係図書を都市計画局広告景観づくり推進室で縦覧に供します。

令和2年3月31日

京都市長 門川 大作

- 1 第1項の表屋外広告物規制区域の項中「約54, 545」を「約54, 543」に改めます。
- 2 第2項の表屋外広告物規制区域歴史遺産型第2種地域の項中「約434」を「約432」に改めます。
- 3 第2項の表合計の項中「約54, 545」を「約54, 543」に改めます。

(都市計画局広告景観づくり推進室)